

●香川県告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定に基づき、令和3年3月19日指定管理者の指定を次のとおり変更した。

令和3年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び 主たる事務所の所在地	指定の期間	
		変更前	変更後
坂出緩衝緑地（番 の洲球場）	坂出市 坂出市室町2丁目3番5号	平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで	平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで